二　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第百六十八条第一項中「生産経営流通部」を「消費・安全部、生産部、経営・事業支援部」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第百六十九条の見出し中「置く課等」を「置く課」に改め、同条中「六課及び行政情報調整官一人」を「五課」に、「情報推進課　検査課」を「検査課」に改める。

第百七十条第三号中「情報」を「地方農政局の保有する情報」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　地方農政局の保有する情報の安全の確保に関すること。

五　地方農政局の保有する個人情報の保護に関すること。

第百七十二条第三号中「食料安定供給特別会計の」の下に「食糧管理勘定、業務勘定及び」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「食料安定供給特別会計の」の下に「食糧管理勘定、業務勘定及び」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に関すること。

第百七十四条を削る。

第百七十四条の二中「農業協同組合検査」を「農業協同組合等検査」に改め、同条を第百七十四条とする。

第百七十四条の三を削る。

第百七十六条第一項中「一人」を「二人」に改め、同条第二項中「管理官は」の下に「、命を受けて」を加える。

第百七十七条の見出しを「(国有財産管理・調達室並びに営繕専門官及び管理官)」に改め、同条第一項中「営繕専門官一人」を「国有財産管理・調達室及び営繕専門官二人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「営繕専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国有財産管理・調達室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行政財産及び物品の管理に関すること。

二　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に関すること。

三　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定に属する物品の管理に関すること。

四　営繕に関すること。

五　庁内の管理に関すること。

第百七十八条を削る。

第百七十九条の見出しを「(検査官及び上席検査官)」に改め、同条第一項を次のように改める。

東北農政局の総務部検査課に検査官八人を、関東農政局の総務部検査課に検査官二十一人を、北陸農政局の総務部検査課に検査官七人を、東海農政局の総務部検査課に検査官九人を、近畿農政局の総務部検査課に検査官十四人を、中国四国農政局の総務部検査課に検査官十三人を、九州農政局の総務部検査課に検査官十一人を置く。

第百七十九条第三項中「上席農業協同組合検査官」を「上席検査官」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「農業協同組合検査官」を「検査官」に、「農業協同組合検査の」を「農業協同組合等検査の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、検査課に上席検査官一人を置く。

第百七十九条を第百七十八条とする。

第百八十条第一項中「六課」を「五課及び消費・安全調整官一人」に、「流通監視課」を「安全管理課　地域第一課　地域第二課　地域第三課」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第百七十九条とする。

第百八十一条を第百八十条とし、第百八十二条を第百八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（流通監視課の所掌事務）

第百八十二条　流通監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

三　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

第百八十三条第五号中「たい肥」を「堆肥」に、「生産経営流通部」を「生産部」に改める。

第百八十四条を次のように改める。

（業務課の所掌事務）

第百八十四条　業務課は、地方農政局長の指定する区域における第百六十三条各号に掲げる事務（地方農政局長の指定する事項に限る。）をつかさどる。

第百八十七条第一項中「表示・規格課」の下に「（北陸農政局の消費・安全部表示・規格課を除く。）」を加え、「及び近畿農政局にあっては、三人）及び統括表示・規格指導官一人」を「にあっては五人、近畿農政局にあっては三人）」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に掲げるもののほか、表示・規格課に、統括表示・規格指導官一人を置く。

第百八十七条の四までを次のように改める。

（生産部に置く課）

第百八十七条の二　生産部に、次の五課を置く。

生産振興課
業務管理課
園芸特産課
畜産課
生産技術環境課

（生産振興課の所掌事務）

第百八十七条の三　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　生産部の所掌に属する事務の調整に関すること。

二　穀類及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　農作物の作付体系の合理化に関すること（生産技術環境課の所掌に属するものを除く。）。

四　米穀を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

六　米穀の需給計画の作成に関すること。

七　米穀の生産の調整に関すること。

八　農産物検査に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

九　前各号に掲げるもののほか、生産部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。